

令和5年10月2日
定員：45名

(鳥取県労働基準協会 東部支部 からのお知らせ)

『安全管理者能力向上教育』を開催します

「労働安全衛生法第19条の2第1項の能力向上教育」(定期教育)

対象者 安全管理者として事業場の安全に関する技術的事項の管理を担当して後、
又は前回能力向上教育を受講して後おおむね5年程度経過している方など

受講料 12,000円(非会員)
(1名分) 10,000円(鳥取県労働基準協会員)

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和5年10月2日 8時50分から17時00分(学科教育7時間)
研修場所 鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込みの締切日 令和5年9月22日(金)
及び受講料支払い期限

「能力向上教育」は労働災害の防止のための業務に従事する者に対してその業務に関する能力の向上を図るための教育を受ける機会を与えるように努めることを規定した「労働安全衛生法第19条の2」に基づく教育で、概ね5年ごとに定期的に受講することとされています。「安全管理者」はこの規定の対象者とされています。能力向上教育指針のカリキュラムに従った内容で実施いたします。安全管理者の皆様には、ぜひこの機会に受講いただくよう



ご案内いたします。

教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 最近における安全管理上の問題とその対策	(1) 労働災害の現況 (2) 技術の進歩に伴う問題とその対策 (3) 就業形態等の変化に伴う問題とその対策	1.5
2 最近における安全管理手法の知識	(1) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む) (2) 教育及び指導の手法 (3) その他最新の安全管理手法	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令	2.5

講師 労働安全・衛生コンサルタント
第一種作業環境測定士
RSTトレーナー 他 **米田明真氏**

お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和5年9月22日(金)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)に達した場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 受講申込み後は、令和5年9月22日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

- ③ 教育修了後、事業所へは「特別教育等受講者記録」を交付します。また、受講者には「能力向上教育等修了証」を交付します。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は右地区の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。

お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 平井

参考：「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号・改正平成18年3月31日能力向上教育指針第5号)



新型コロナウイルス等感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。

